平成２７年（フ）第１１号
愛知県小牧市大字二重堀501番地18
債務者　大川信二こと　孫　　信二
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５号
愛知県豊明市二村台５丁目１番地１　豊明団地13棟301号
債務者　間アンドレこと　ＨＡＺＡＭＡ　ＡＮＤＲＥ　ＬＵＩＺ
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６６号
愛知県長久手市山野田103番地　グローリアス長久手南102号
債務者　伊藤　妙子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２号
三重県津市芸濃町椋本3663番地１　グランディス花水木ＡＧ－５
債務者　木村　利佳
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０７号
兵庫県川西市丸山台３丁目４番地の54
債務者　星田　高志
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３１７号
兵庫県川西市清和台東１丁目３番地の50
債務者　橋本　和代
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
兵庫県伊丹市寺本東２丁目６番12―102号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目20番10号
債務者　山口　典子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６号
奈良県桜井市大字粟殿17番地
債務者　森　二三男
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１８号
奈良県大和郡山市城町1805番地23
債務者　中田　香織
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
広島県安芸郡海田町畝１丁目20番19号
債務者　堂山千恵子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５号
広島市東区牛田中１丁目６番26号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１号
福岡県嘉麻市上山田1368番地１　山田西ヶ丘団地341号
債務者　加藤　由姫（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２５号
宮崎県児湯郡新富町大字上富田3627番地ハーミットクラブ202
債務者　りらっくすサーフスタイルこと　岸本　元
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１１―115、前住所兵庫県川西市けやき坂４丁目33番地の８
債務者　山本　系子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
兵庫県明石市魚住町西岡2271番地の１　石井マンションＣ―206号
債務者　藤田　洋子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
兵庫県明石市小久保４丁目10番地の８　佐久良荘
債務者　梶原美千代
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
兵庫県明石市大久保町大久保町967番地シャーメゾン大久保102号
債務者　笠井　光代
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係